

放射性物質の農産物等への影響調査について（第291報）

平成28年5月20日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜、茶、林産物、原乳及び市場流通品について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において検出限界値を下回りました。

1 野菜の調査結果

採取日：平成28年5月16日、17日

結果判明日：平成28年5月19日

分析機関：一般財団法人 東京顕微鏡院

一般社団法人 埼玉県食品衛生協会検査センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
キュウリ	杉戸町	<5.1	<6.9	—
ニンジン	熊谷市	<6.0	<6.5	—
	深谷市	<5.8	<6.3	—
ウメ	美里町	<7.9	<6.1	—
基準値（一般食品）				100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（5.1～7.9 Bq/kg）未満であることを示す。

2 茶の調査結果

採取日：平成28年5月9日、12日、17日

結果判明日：平成28年5月16日、19日

分析機関：一般財団法人 新日本検定協会

品目	生葉 生産地	放射性物質 (Bq/kg)			
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計	
荒茶浸出液 * 飲用状態での検査	川越市	<1.0	<1.0	—	
	所沢市	<1.0	<1.0	—	
		<1.0	<1.0	—	
		<1.0	<1.0	—	
	狭山市	<1.0	<1.0	—	
		<1.0	<1.0	—	
		<1.0	<1.0	—	
	基準値 (飲料水)				10

※「<1.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値（1.0Bq/kg）未満であることを示す。

※飲用状態での検査

厚生労働省の「食品中の放射性セシウム検査法」に定められたとおり、荒茶又は製茶を30倍量の湯（90℃）で60秒間浸出させ、40メッシュの茶こしでろ過した浸出液をゲルマニウム半導体検出器で検査している。

3 林産物の調査結果

採取日：平成28年5月11日、16日

結果判明日：平成28年5月13日、18日

分析機関：一般財団法人 新日本検定協会

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
原木シイタケ (露地栽培)	滑川町	<1.9	<2.3	—
タモギタケ (露地栽培)	越生町	<1.7	<2.3	—
基準値 (一般食品)				100

※「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（1.7～2.3Bq/kg）未満であることを示す。

4 原乳の調査結果

採取日：平成28年5月18日

結果判明日：平成28年5月18日

分析機関：一般社団法人 埼玉県食品衛生協会検査センター

品目	クーラーステーション 市町村数	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
原乳	川越 クーラーステーション 8市町 (※1)	<1.0	<1.0	—
	熊谷 クーラーステーション 9市町 (※2)	<1.0	<1.0	—
	埼玉中央 クーラーステーション (上里町)	<1.0	<1.0	—
基準値 (牛乳)				50

※1 さいたま市、白岡市、蓮田市、鶴ヶ島市、日高市、嵐山町、川島町、鳩山町

※2 熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町

※3 「<1.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値(1.0Bq/kg)未満であることを示す。

5 市場流通品の調査結果

(1) 県産林産物の調査結果

採取日：平成28年5月9日

結果判明日：平成28年5月11日

分析機関：埼玉県衛生研究所

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
タケノコ	秩父市	<6.9	<6.4	—
		<7.9	<7.1	—
	皆野町	<7.3	<6.2	—
		<6.4	<6.6	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値(6.2~7.9Bq/kg)未満であることを示す。

(2) 市場流通品(牛乳)の調査結果

採取日：平成28年5月16日

結果判明日：平成28年5月18日

分析機関：埼玉県衛生研究所

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
牛乳	埼玉県日高市 (埼玉県日高市)	<0.40	<0.48	—
基準値 (牛乳)				50

※ 「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値(0.40~0.48Bq/kg)未満であることを示す。

(注) 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

【問合せ先】

(野菜、茶については)

農林部 農産物安全課
有機・安全生産担当 中村、渡邊、湯浅
直通 048-830-4057
内線 4057
E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp

(林産物については)

農林部 森づくり課
森林技術・林業支援担当 阿部、牧野
直通 048-830-4325
内線 4325
E-mail: a4300@pref.saitama.lg.jp

(原乳については)

農林部 畜産安全課
総務・畜産企画担当 佐竹
直通 048-830-4189
内線 4189
E-mail: a4170@pref.saitama.lg.jp

(市場流通品については)

保健医療部 食品安全課
監視・食中毒担当 坂梨・秋山
直通 048-830-3611
内線 3611
E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp